

○ 施策の内容

基本目標 1

地域全体で子育てを支える社会づくり

施策の方向

(1) 地域の「子育て力」の強化

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民などからの子育てに対する助言や支援などが得られにくくなっています。

子どもが健やかに生まれ、安心して子育てができる環境づくりのためにも、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげるなどの子育て支援が必要です。

このため、地域における子育て支援の必要性について、社会全体で認識・理解を深めていくための普及・啓発に努めるとともに、県民、企業、NPOなどとの協働による各種対策を推進します。

施策の具体的内容

① 県民全体で子どもと子育て家庭を応援する気運の醸成

- 行政、関係団体、事業所等が一体となって子育て支援に取り組む「未来みやざき子育て県民運動」を広く啓発し、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るため、協議会等を開催するとともに、推進体制の拡大を図ります。(福祉保健部)
- 子育て支援団体やNPO等との連携によるフェスティバル等を実施するなど、子育て支援に対する理解や情報提供を行うとともに、県民全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。(福祉保健部)
- 子育てや子育て支援に熱心な取組を表彰することにより、広く県民に伝え、県民全体で子どもと子育て家庭を応援する活動の促進を図ります。(福祉保健部)
- 子育てを社会全体で支える環境づくりを行うため、毎月19日を育児の日と定め、県民一人一人が子育てを実践する日として啓発を行います。(福祉保健部)
- 各種広報媒体を積極的に活用し、社会全体で子育てを考える機会を提供します。(福祉保健部)

- 青少年の健全育成について、県民大会の開催や青少年健全育成表彰、青少年非行防止の取組等を行う県民運動を推進することにより、家庭・学校・地域が一体となって取り組む気運の醸成を図ります。(福祉保健部)

② 地域の絆づくりの推進

- 市町村と地域住民が一体となって取り組む地域内外の交流や絆づくりなど地域活性化策の検討及び事業実施に対し、支援を行います。(総合政策部)

③ 地域における子育て支援の充実

ア 地域全体で子育てを支援する体制づくり

- 民生委員・児童委員をはじめ、NPOやボランティア、企業等も参加した地域全体で子どもを見守る活動の展開を図ります。(福祉保健部)
- 老人クラブが、地域の小学校等で行う地域の文化伝承を通じた世代間交流事業を支援します。(福祉保健部)
- 住民による相互援助の子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターの立ち上げ、充実及び機能強化を図ることで県民が参加する共助の仕組みづくりを促進します。(福祉保健部)
- 地域で子育て支援活動を実践している団体を支援するとともに、意欲的な取組について県民に情報提供することにより、育児の日の活動の推進を図ります。(福祉保健部)
- 県の関係機関における窓口や電話による相談機能の充実を図るなど、育児不安等に対する身近な相談支援体制の充実を図ります。(福祉保健部)
- 保護者の疾病その他の理由により、一時的に子どもの養育が困難になった場合及び経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、一定期間、児童や母子を養育・保護するサービスの充実を図ります。(福祉保健部)
- 学校・家庭・地域・企業及び市民団体等が一体となって取り組む「県民総ぐるみによる教育の推進」のより一層の充実を図ります。(教育委員会)

イ 子育て支援を行うNPO等の育成・支援

- 地域において、子育て支援を目的として活動する個人や団体、NPO等の活動を促進するため、NPO活動支援センターや県ボランティアセンターでの相談機能の充実を図ります。(総合政策部)
- 公募事業等に対するNPOの企画力等の向上を図るとともに、行政とNPOを結びつけ、協働の拡充を推進するなど、NPOの自立性を高める環境整備に努めます。(総合政策部)
- 子育て支援団体のネットワーク強化を図るとともに、子育て支援技術の向上を図ります。(福祉保健部)
- 民間団体が行う地域の実情に応じた子育て支援活動への取組を支援し、民間団体による子育て支援活動の充実を図ります。(福祉保健部)

ウ 企業等による子育て家庭への応援づくり

- 民間企業との連携により、子育て家庭への特典や心遣いなどの子育て応援サービスを提供する取組を推進するとともに、子育て家庭の利用促進を図ることにより、県民全体で子育て支援の気運の醸成を図ります。(福祉保健部)
- 乳幼児を連れて子育て中の家庭が気軽に安心して外出できるように、企業等の協力により授乳やおむつ替えスペースとして利用できる施設として「赤ちゃんの駅」を設置を促進します。(福祉保健部)

④ 県民との協働による子育て支援の充実

- 子育て支援活動の実践に意欲のある県民が、地域において取り組めるよう、市町村等との連携により、活動機会の確保を図ります。(福祉保健部)
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援について市町村や関係機関等との連携を強化し、家庭・学校・職域・地域等、社会のすべての構成員による一体的な取組を促進します。(福祉保健部)
- 市町村、関係機関、民間団体及びNPO等と協働し、地域全体で子どもを守るための体制の強化に努めます。(福祉保健部)

施策の方向

(2) 子育て支援事業の拡充

核家族化等の進行により、親族や地域の関わりが希薄化し、子育て家庭の孤立化が進んでいることから、子育て家庭の育児に対する不安感や負担感が拡大しており、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていく必要があります。

このため、全ての子育て家庭を対象とした地域の子育て支援の拠点づくりを進めるとともに、保育サービスの充実や住民の相互扶助によるサポートシステムの充実に努めるとともに、併せて、子育ての経済的負担の軽減に努めるなど、地域における子育て支援の推進に努めます。

施策の具体的内容

① 子育て支援事業の充実

ア 子育て支援情報の総合的な提供

- 「みやざき子ども・子育て応援ポータルサイト（通称：せわっとみやざき）」を通して、各種子育て支援施策の紹介をはじめ、子育て支援関連行事・イベントに関する情報なども紹介し、結婚や出産、子育て支援に関する情報を総合的に提供します。（福祉保健部）
- 地域が一体となって家庭教育を支援する環境づくりのための各種事業などの生涯学習情報を、インターネットを通じて提供します。（教育委員会）

イ 子育てに係る経済的負担の軽減

- 全ての意思ある児童・生徒が、安心して教育を受けられるよう、私立学校における保護者等の経済的負担の軽減を図ります。（総合政策部、福祉保健部）
- 障がい児が地域で安定した生活を営むことができるよう、特別児童扶養手当等の事業を継続的に実施します。また、新聞や広報誌、テレビ・ラジオ番組、インターネットなどを活用して、周知を図ります。（福祉保健部）
- 児童手当の支給等、子育ての経済的負担の軽減対策の推進について、国の責務として適正に実施されるよう、国に対して働きかけを行います。（福祉保健部）
- 子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成の安定的な運営に努めます。（福祉保健部）

- 向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により高等学校、高等専門学校等の修学が困難な者に対して奨学金を貸与するとともに、経済的支援の必要な国公立の高校生等に対して給付金等を支給することにより、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に努めます。(教育委員会)

② 相談支援体制の充実

- 子育て中の親子の交流、子育ての不安に対する相談・指導及び子育てサークルへの支援等を行う地域の子育て支援のための拠点づくりを促進するとともに、活動内容の充実を図ります。(福祉保健部)
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族から様々な相談を受け、必要に応じて、適切な支援機関との連携を図ります(福祉保健部)
- 生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問や、養育支援が特に必要な家庭に対する専門的指導などに取り組む市町村を支援することで子育てに関する不安や悩みを抱える家庭の相談支援体制の充実を図ります。(福祉保健部)

施策の方向

(3) 子育てに適した安心安全なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が、安心安全に日常生活を送るためには、住宅、道路環境、公園、公共施設などの社会資本の整備を引き続き行っていく必要があります。

また、子どもたちの安全を確保するためにも、学校での安全確保や交通安全教育の更なる普及も求められているところです。

このため、子育て世帯や障がいのある方に配慮のある良質な住宅の確保や安心安全に過ごすことができる社会資本の整備に努めます。

① 子育てに適した住宅・居住環境の整備

ア 良質な住宅の確保

- 公営住宅において、子育て世帯向けの期限付き入居、倍率優遇による優先入居等を活用して、子育て世帯の公営住宅への入居機会の拡大を図ります。(県土整備部)
- 子育てを担う世代が、ゆとりある住宅を確保できるよう、ホームページ等を活用して、住まいに関する情報提供に努めます。(県土整備部)

イ 子育て世帯のニーズに対応した居住環境の整備

- 子育て世帯が適切な負担で安心して子どもを育てることができるよう、良質な賃貸住宅の供給を促進します。(県土整備部)
- 公営住宅においては、地域の実情を踏まえ、家族構成に応じた間取りによる整備に努めます。(県土整備部)
- 住戸内の安全性を確保するため、バリアフリーやシックハウス対策等の情報提供に努めます。(県土整備部)

ウ 障がい児に配慮した居住環境の整備

- 障がい児等が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送るため、また、介護者の負担軽減を図るため、障がい児等の居住する住宅改修に対する支援を行います。(福祉保健部)

② 安全な道路交通環境の整備

ア 子どもや子育て中の親等が安心安全に通行できる環境の整備

- 各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に位置づけられている要対策箇所のうち、自動者や自転車・歩行者の交通量が多く交通事故の危険度が高い通学路から順次歩道整備を進めるとともに、交通安全の確保を図るため、既設歩道の段差・勾配の改善に努めます。(県土整備部)

イ 信号機等の交通安全施設の整備による交通の安全確保

- 信号機、道路標識及び道路標示を計画的に整備していくとともに、老朽化した既設の横断歩道等交通安全施設の更新を行います。(警察本部)

ウ 地域の実態や県民の要望等を踏まえた効果的な交通規制の実施

- 道路管理者との連携を密にし、区域内を最高速度30キロメートル毎時とするゾーン30を推進することにより、生活道路における安全を確保するほか、普通自転車専用通行帯の整備など、自転車の通行環境の整備促進に努めます。(警察本部)
- 交通量、歩行者数などを勘案し必要に応じて歩車分離式信号機の整備を進めていきます。(警察本部)
- 交通規制要望等管理システムを活用して県民の要望等を踏まえた効果的な交通規制の実施に努めます。(警察本部)

③ 地域で快適に過ごすことができる環境の整備

ア バリアフリーの施設づくり

- 公共的施設を有する民間事業者等に障害者差別解消法の普及啓発を行うとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。(福祉保健部)
- 「おもいやり駐車場制度」について、さらに普及啓発を行うとともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、公共的施設の管理者等に継続的に働きかけを行います。(福祉保健部)
- 子育て家庭が安心して都市公園を利用できるよう、都市公園内の施設の改修、整備等を行い、利用しやすい公園環境整備を推進します。(県土整備部)

イ 思いやりのある心づくりの推進

- 人にやさしい福祉のまちづくり条例及び宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消を含めた県民の理解、認識及び関心を深め、誰もが障がい児等に自然に手助けすることのできる「思いやりのある心づくり」を推進します。(福祉保健部)

ウ バリアフリー施設等の情報の提供

- 市町村や障がい者団体等と連携を図りながら、「みやざきバリアフリー情報マップ」の情報の追加・更新を随時実施するなど、内容の充実を図ります。(福祉保健部)

④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の推進

- 市町村交通安全担当者や交通安全協会職員等を対象に、交通安全教育に携わる指導者の資質の向上を図ります。(総合政策部)
- 各教科、道徳、特別活動等、すべての教育活動を通じて、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を関係機関・団体と連携しながら推進します。(教育委員会)
- 子どもを交通事故から守るため、現に発生した交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因に応じた交通事故防止対策を推進します。(警察本部)
- 関係機関・団体と連携し、交通安全教育指針に基づき、子どもや子育てを行う親等を対象とした段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。(警察本部)

イ 交通安全活動の推進

- 県交通安全実施計画に基づく各季節毎の交通安全運動等の広報啓発活動を関係機関・団体と連携して実施し、交通安全思想の普及及び交通安全意識の高揚を図ります。(総合政策部、警察本部)
- チャイルドシートの使用及び全席シートベルトの着用の効果に関する広報啓発活動を徹底するとともに、幼稚園等における交通教室等の開催を通じて、保護者等に対するチャイルドシート等の適正使用の指導を行います。(警察本部)

- 児童・幼児を自転車に乗車させる際の乗車用ヘルメットの着装を促す広報啓発活動や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する指導を推進します。(警察本部)

⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

ア 学校等における子どもの安全の確保

- 幼稚園・保育所・認定こども園の耐震化を促進するため、耐震補強が必要と判断された園舎等について整備を促進します。(福祉保健部)
- 老朽化の進む県立学校施設において、定期点検や日常の点検の強化を図り、随時施設の状態を把握しながら、安全で安心な施設環境が確保できるよう、計画的な整備を推進します。(教育委員会)
- 市町村立学校の施設整備の際は、市町村に対し、安全確保に関連する国庫補助等の情報提供や技術的助言に努めます。(教育委員会)
- 学校等への不審者侵入時の子どもの安全確保については、非常通報装置等の整備を推進するとともに、教職員の非常時の対応能力を高めるために、不審者侵入時の危機管理マニュアルに沿った避難訓練や防犯訓練の充実を図ります。(福祉保健部、教育委員会)
- 地震や津波、風水害等の自然災害時の子どもの安全確保のため、危機管理マニュアルを基に、様々な状況を想定した避難訓練を実施し、その成果や反省を基に、それぞれの学校等の実情に応じた実効性のあるマニュアルの改善に努めます。(教育委員会)
- 遊具等の破損による事故を防止するため、学校の安全計画に基づいて安全点検を行うとともに、適切な整備・管理に努めます。(教育委員会)

イ 学校周辺及び公園等における子どもの安全の確保

- 都市公園において、見通しのよい植栽や生け垣の整備、遊具等の修繕を行い、子どもの安全確保等を推進します。(県土整備部)
- 子どもが安心して登下校できるよう、教職員、PTAなどの学校関係者、自主防犯ボランティア団体等と連携協働して、学校周辺における見守りやパトロール活動を推進します。(警察本部)

- 公園等における安全・安心の確保に向け、犯罪の起きにくい環境の整備を関係機関や防犯ボランティア等に働き掛け、地域の安全は自分達で守るという意識の高揚を図ります。(警察本部)

ウ タイムリーな防犯情報の提供による自主防犯活動の促進

- 子どもが被害に遭った各種の事案や防犯対策情報を、宮崎県防災・防犯メールサービス等を活用してタイムリーに発信します。(警察本部)
- あらゆる機会を通じて地域の安全等に関する情報を積極的に提供することにより、地域住民の防犯意識を高め、自主防犯活動への参加促進を図ります。(警察本部)

エ 防犯情報の共有による被害の防止

- 子どもや保護者、学校、地域住民、警察等との間で迅速な情報の共有を図り、子どもが被害者となる犯罪の未然防止を図ります。(警察本部)

オ 防犯教育の推進

- 学校においては、子どもに犯罪等の危険から自分自身を守る知識や能力を身につけさせるための防犯教育を推進します。(教育委員会)
- 登下校時の子どもの安全確保については、できるだけ複数で下校し、身の危険を感じたときには大声を出して退避することや、「子ども100番・おたすけハウス」にかけ込むこと、直ちに110番することなど、具体的な指導を行います。(教育委員会)
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、警察や関係機関が連携して防犯教室等を開催することにより、一層の防犯意識の高揚を図ります。(警察本部)
- 不審者が学校等に侵入した場合の対応要領を継続的に指導して、子どもの安全確保を図ります。(警察本部)

カ 自主防犯ボランティア活動に対する積極的支援

- 地域住民等による新たな自主防犯ボランティア団体の結成について働き掛けを行います。(警察本部)
- 防犯ボランティア団体等への働き掛けによる青色回転灯装備車両の更なる普及促進や活動の活性化に繋がる積極的な支援を行います。(警察本部)

キ 被害にあった子どもの保護の推進

- 児童虐待等により被害を受けた子どもの適切な保護と自立支援のため、児童相談所機能の充実を図るとともに、児童養護施設等の児童福祉施設の一層の機能強化を図ります。(福祉保健部)

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減するため、学校その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、子どもや保護者に対する助言等きめ細やかな支援を実施します。(警察本部)

基本目標 2

ライフステージに応じた希望が叶う社会づくり

施策の方向

(4) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備

次世代育成支援は、子育て支援やワークライフバランスだけではなく、結婚、妊娠、出産、子育てとライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

このため、未婚化や晩婚化への対応として、市町村や民間団体と連携した出会いの場の創出や、安心して子どもを生み育てられるよう周産期医療体制の充実や母子保健に係る知識の普及・啓発に努めます。

施策の具体的内容

① 若者の経済的安定の確保に対する支援

- 若年者等の就職を支援するため、「ヤングJOBサポートみやざき」において、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。(商工観光労働部)
- 長期間職業に就けず悩んでいる若年者等の就職を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニングなどのキャリア開発プログラム等を実施します。(商工観光労働部)

② 活気を生み出す出会いや交流の場の創出

- 独身者の自主的な活動意欲を引き出し、独身者の結婚に対する動機づけを図ります。(福祉保健部)
- 結婚支援に取り組む民間団体を支援し、団体間のネットワーク化を推進します。(福祉保健部)
- 民間団体が実施するイベント等の情報を県ホームページに掲載し、独身者への情報提供に努めます。(福祉保健部)

③ 妊娠、出産への支援の充実

ア 妊娠・出産に係る相談等支援の充実

- 妊娠・出産、育児、中高年期に至るまでの生涯を通じた女性の健康上の問題や精神的な悩みを解決するため、専門相談や健康教育の充実を図ります。(福祉保健部)
- 関係機関を対象とした産後メンタルヘルス支援に関する研修会を開催し、産後うつ病の早期発見、早期支援に努めます。(福祉保健部)

イ 「いいお産」(安全で快適なお産)の適切な普及

- 市町村が行う妊婦健康診査は、母体や胎児の健康確保を図る上で重要性が高いため、様々な機会を通じて普及啓発と受診の勧奨に努めます(福祉保健部)
- 安心して妊娠・出産できる環境を確保するため、家庭における夫等の身近な家族の妊娠・出産に関する知識の習得や、妊産婦の育児や日常生活の負担の軽減など妊産婦に対する理解と配慮のある環境の整備に努めます。(福祉保健部)

④ 周産期医療体制の充実

- 地域分散型の周産期医療体制を支える関係者の連絡会の充実、中核病院の症例検討や県域でのカンファレンス等を行うことにより、緊急時や困難事例に備えたネットワークの強化を図り、現在の周産期医療体制を維持、強化に努めます。(福祉保健部)

⑤ 不妊相談・治療対策の充実

- 不妊に悩む夫婦や不妊治療を受けている夫婦に対し、相談やケアを行う不妊専門相談センターの維持・充実を図ります。(福祉保健部)
- 体外受精や顕微授精は、保険適用がなく治療費が高額となり、治療を受ける夫婦の経済的負担が大きいため、不妊治療費助成制度の活用により、経済的負担の軽減を図ります。(福祉保健部)

施策の方向

(5) 質の高い幼児教育・保育等の提供

核家族化の進展等に伴い、幼児教育・保育の提供体制の確保が重要となっています。

そのような中、子どもが健やかに育つために、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な運用により、教育・保育の量の確保と質の向上に努めるとともに、教育と保育の一体的な提供や地域の子育て支援の機能を担う認定こども園の普及を推進し、地域の子育て支援の充実を図ります。

また、放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの向上を図ることにより、放課後児童対策に取り組みます。

施策の具体的内容

① 幼児教育・保育に係る量の確保と質の向上

ア 質の高い幼児教育及び保育の一体的な提供の促進

- 保護者の就労に柔軟に対応でき、教育・保育の一体的提供ができる認定こども園の普及を推進します。(福祉保健部)
- 質の改善に積極的に取り組む教育・保育施設に対し、各種加算制度を運用することにより、教育・保育の質の向上を促進します。(福祉保健部)
- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し必要となる施設整備に対し、国庫補助制度など情報提供に努めます。(福祉保健部)
- 子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村を、広域性及び専門性の観点から支援し、新制度の円滑な運用を図ります。(福祉保健部)

イ 幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進

- 教育・保育に携わる職員に対する研修内容の充実を図ることにより、現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。(福祉保健部)
- 特例制度を活用し、「幼稚園教諭免許状」、「保育士資格」の併有を促進します。(福祉保健部)
- 保育士登録事務を円滑に進めることで、保育士の確保に努めます。(福祉保健部)

- 保育士資格を有しながら、現在就労していない保育士の職場復帰に対し、現行の教育・保育に係る制度の説明や実地研修を通して、再就職しやすい環境づくりに努めます。(福祉保健部)
- 行政、教育機関、教育・保育関係団体からなる協議会を設置し、教育・保育に携わる人材確保について、方策を検討するなど、量と質の両面からの安定確保に努めます。(福祉保健部)

② 多様な保育サービスの提供

- 就労形態の多様化や地域の子育て支援ニーズに対応するため、幼稚園や保育所、認定こども園における多様な保育サービスの充実を促進します。(福祉保健部)

③ 放課後児童対策の強化

ア 放課後児童対策の推進

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学してる児童に対し、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。(福祉保健部)
- 放課後等の子どもの安全・安心な活動場所を確保するため、学校や公民館等を活用して、地域住民の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動を実施します。(教育委員会)

イ 児童館・青少年健全育成施設の機能強化

- 児童館等での児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上を図ります。(福祉保健部)
- 青少年自然の家の機能充実を図り、地域や学校、青少年育成団体等と連携・協力しながら、多様な青少年活動の機会の拡充に努めます。(福祉保健部)

ウ 学校での健全育成

- いじめや不登校、非行等問題行動の解決を図るため、学校への「スクールカウンセラー」、「スクールアシスタント」の配置及び「スクールソーシャルワーカー」の派遣等、校内指導体制の充実を図ります。(教育委員会)
- 不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、適応指導教室や学校等への「ヤングアシスタント」の派遣を実施します。(教育委員会)

- インターネット上も含むいじめ等の問題に対応するため、情報収集・相談窓口「目安箱サイト」の運営やいじめ防止等に関する機関及び団体等で公正される宮崎県いじめ問題対策連絡協議会の開催、教職員・保護者・児童生徒を対象とした指導資料・啓発資料の活用等、問題解決と情報モラルの向上に努めます。（教育委員会）
- 悩みを抱える子どもや保護者等の心のケアを図るため、教育相談専用電話「ふれあいコール」や来訪相談など、教育相談体制の充実を図ります。（教育委員会）

エ 子ども・若者の非行防止・立ち直り支援

- 青少年の非行防止等を図るため、学校、青少年育成センター、少年サポートセンターをはじめとした関係機関・団体等と連携し、補導活動、非行問題に関する相談活動等を行います。（福祉保健部）
- 少年の非行防止と犯罪被害防止を図るため、少年サポートセンターを中心に必要な情報を地域に発信します。（警察本部）
- スクールサポーターの効果的な運用や学校等の関係機関、少年補導員等のボランティアと連携した補導活動、非行問題等に関する相談及び支援活動、少年非行の多くを占める万引き等の初発型非行の防止対策や薬物乱用防止等の非行防止教室を開催します。（警察本部）
- 少年に対する初期的段階での相談支援や非行防止活動、問題行動のある少年らに対する立ち直りに向けた支援活動を推進します。（警察本部）

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 関係機関や地域等と一体となり、子ども・若者を取り巻く有害環境の浄化活動や有害情報から子ども・若者を守る活動を推進します。（福祉保健部）
- 「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害図書類等の指定や、書店・コンビニエンスストア等への立入調査活動を実施するとともに、地域ぐるみの環境浄化活動を促進します。（福祉保健部）
- 学校、警察、保護者や事業者と一体となって、インターネットの有害情報から子どもを守るためのフィルタリングソフト活用の普及啓発を図ります。（福祉保健部）

- これからのインターネット社会を歩いて行く子どもたちが、自ら考え、インターネットを使いこなせるよう、子どもやその保護者を対象に、メディア・リテラシーの向上に関する広報・啓発に努めます。(福祉保健部)

施策の方向

(6) 子どもの健康の確保

子どもの健やかな育ちには、乳幼児期からの定期的な健康診断や医療体制の確保が求められています。

このため、周産期医療圏と同じ県北部・県中部・県南部・県西部の4つの「子ども医療圏」を設定し、小児医療体制の充実・強化を図るとともに、現代的な健康課題であるがんをはじめとする重大疾患の理解や予防や思いがけない妊娠を防止するための思春期保健対策の充実に努めます。

施策の具体的内容

① 乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実

- 早期発見・治療が有効と考えられる疾病に対し、検査・治療体制の充実を図ります。(福祉保健部)
- 母子保健サービスの第一線で活動している関係者に実践に即した研修会を行い、地域での母子保健活動の向上を図ります。(福祉保健部)
- 新生児の聴覚障害の早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組みます。(福祉保健部、病院局)
- 新生児聴覚検査などにより、発見された難聴児の早期療育を図るため、補装具費支給制度等の普及啓発に努めるとともに、その対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に対して助成を行い、健全な発達を支援します。(福祉保健部)
- 幼稚園・保育所等の教諭・保育士等の発達障がいに対する理解を深めるとともに、発達障がい児支援の中核となる人材を育成するため、研修の機会拡大やその内容の充実を図ります。(福祉保健部)
- 広報誌や乳児健康診査等において予防接種の重要性を周知することにより、予防可能な感染症の発生予防に取り組めます。(福祉保健部)

② 小児医療体制の充実

ア 小児救急医療体制の充実

- 小児科医師のスキル向上を目的とした症例研究会や小児救急医療電話相談窓口の設置により小児救急医療体制の充実を図ります。(福祉保健部)

イ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進

- 悪性新生物等の小児慢性特定疾患は、治療が長期に渡り、医療費も高額になるため、これらの疾患について、治療研究を促進し、医療の確立、保護者の医療費負担の軽減を図ります。(福祉保健部)

③ 思春期保健体制の充実

ア 身体と性についての健全な意識のかん養

- 性教育を通して、自分の心と体の変化や性を肯定的に受け止めるとともに、自分自身や周囲の人たちの命を大切にする豊かな心を育み、次世代を産み育てることのできる、母性・父性を培います。(福祉保健部)
- 現代的な健康課題に対応するため、地域の専門医を学校に派遣し、保護者、児童生徒及び教職員等に対する支援・啓発や個別の健康相談等に努めます。(教育委員会)
- たばこによる弊害について、子どもと保護者、地域社会の認識と理解を得るため、関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。(福祉保健部)

イ 身体と性についての効果的な情報提供

- 避妊や性感染症に関する正しい知識を習得するとともに、性に関わる態度や行動を自主的に決定できる能力を養うため、同世代の同じ悩みを持つ者同士で、悩みの解決や正しい情報の提供を行うピアカウンセリングを実施し、10代の人工妊娠中絶や性感染症の減少を図ります。(福祉保健部)
- 人工妊娠中絶率が全国平均を上回っている現状や性感染症等に関する諸問題に対応するため、電話等による健康相談体制の充実に努めます。(教育委員会)

ウ 関係機関とのネットワークによる性についての支援

- 家庭、学校、地域のそれぞれで、思春期問題に対応できるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が共通認識を持ち、連携を強化していくため、関係機関のネットワークづくりを進めます。(福祉保健部)
- 現代的な健康課題に対応するために、学校や家庭を中心に、地域の関係機関との連携を強化した取組の充実に努めます。(教育委員会)
- モデル校を指定し、小・中・高の連携を深めながら性に関する指導の普及・推進に努めます。(教育委員会)

エ 思春期精神保健対策の推進

- 危険ドラッグなどの薬物乱用防止に関する理解と認識を高め、薬物乱用のない社会環境づくりのため、中・高校生等に対する薬物乱用防止教室の開催や県民・民間団体との協働による薬物乱用防止啓発活動を推進します。(福祉保健部)
- 精神疾患の早期発見、早期治療・支援を図るため、精神保健福祉センターにおいて専門の精神科医師による思春期精神保健診療相談に取り組みます。(福祉保健部)
- たばこ、アルコール、薬物乱用による弊害について、子どもと保護者、地域社会の認識と理解を得るため、関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。(福祉保健部)

施策の方向

(7) 子どもと家庭の福祉の推進

核家族化の進展や地域の絆が希薄化する中、子育てに対し、不安感や孤立感を感じる保護者が増えています。行政や民間団体等の働きにより、児童虐待防止の気運が高まっていますが、一方では、子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化しており、深刻な事案が起こっているのも事実です。

このため、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、自立と切れ目のない支援や体制づくりを推進します。

また、すべての子どもの育ちを保障するためにも、障がい児への支援やひとり親家庭へのきめ細やかな対応に努めます。

施策の具体的内容

① 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に対する意識啓発

- 児童虐待防止について県民に対する啓発を広く行うことにより、虐待を許さない社会づくりを進め、関係機関や地域と一体となって、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の徹底を図ります。(福祉保健部)

イ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- 児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図るため、市町村要保護児童対策地域協議会を活用し、市町村との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めるとともに、児童相談所の積極的な助言及び関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。(福祉保健部)

ウ 児童相談所の体制の強化

- 児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上を図るため、専門職員の適切な配置に努めるとともに、対応が難しく高い専門性が求められる事例への対応や、保護者への指導及び支援等が適切に行われるよう、職員の専門性を高めるための研修の充実を図ります。(福祉保健部)

エ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

- 妊娠や子育てに悩みを抱える妊婦や家庭に対する相談体制の整備に努めるとともに、出産後の養育が困難な妊婦等に対しては、里親及び養子縁組の制度の周知等の支援を行います。(福祉保健部)
- 望まない妊娠など支援を必要とする妊婦や家庭を把握するため、医療機関等と市町村が行う連携及び情報共有化の取組を支援します。(福祉保健部)

オ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の重大事案について、市町村等と連携して地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。(福祉保健部)

② 社会的養護体制の充実

ア 家庭的養護の推進

- 里親制度の普及促進に努め、里親の確保を図り、里親支援や研修体制の充実により里親委託を進めるとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の整備促進を図りながら家庭養護を推進します。(福祉保健部)
- 施設においても、できる限り家庭的な環境の中で養育するため、ケア単位の小規模化や地域小規模児童養護施設（グループホーム）の設置を推進するとともに、地域偏在の解消に取り組みます。(福祉保健部)

イ 専門的ケアの充実及び人材の育成

- 虐待を受けた子どもの安定した人格形成や精神的回復等のため、各施設における専門的な職員の配置を推進し、専門的ケア体制の充実を図るとともに、研修や支援体制の強化に取り組むことにより社会的養護の担い手となる人材の育成を推進します。(福祉保健部)

ウ 自立支援の充実

- 社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと公平なスタートラインに立って生活することができるよう、施設等の退所までに自立生活能力を高めることができる養育を促進するとともに、退所後の自立支援体制の充実に努めます。(福祉保健部)

エ 家庭支援及び地域支援の充実

- 虐待防止のための家族支援や、虐待による親子分離後の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築支援の充実に努めるとともに、施設のソーシャルワーク機能の向上を図りながら、地域の里親等を支える地域支援や地域の子育て支援体制の充実に努めます。（福祉保健部）
- 市町村、関係機関、民間団体及びNPO法人等と協働し、地域全体で子どもを守るための体制の強化に努めます。（福祉保健部）

オ 被措置児童等の権利擁護の推進

- 児童福祉施設等に入所する子どもの権利擁護を推進するため、子どもの意見をくみ上げる仕組みづくりを進めるとともに、被措置児童等虐待を予防するため、職員等の研修に努め、社会的養護体制の質の向上を図ります。（福祉保健部）

③ ひとり親家庭の自立支援の推進

ア 子育て・生活支援の充実

- 子育てや仕事で困難に直面しやすいひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所の優先入所や各種保育サービスの利用促進等に努め、子育てや日常生活面でそれぞれの置かれた状況に応じたきめ細やかな支援の充実に努めます。（福祉保健部）

イ 就業支援の推進

- 就業しても生活が厳しい状況にあるひとり親家庭がより良い就業につき、安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、高等職業訓練促進給付金等の活用による職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援に努めます。（福祉保健部）

ウ 経済的支援の推進

- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、利用を促進し、経済的支援を推進します。（福祉保健部）

エ 相談・情報提供機能の強化

- 生活費や子どもの進学・教育、就労など様々な悩みを有するひとり親家庭が、気軽に相談を行うことができるよう、母子・父子自立支援員を福祉こどもセンター等に配置するとともに、母子寡婦福祉団体等との連携により各種相談や情報提供に積極的に取り組みます。(福祉保健部)

④ 障がい児支援施策の充実

ア 障がい児支援の充実

- 既存施設を活用したり、地域の療育資源との連携を図りながら、障がい児が身近な地域で療育が受けられる体制の整備や、在宅サービスの平準化を図るとともに、サービス提供従事者の資質向上などによるサービスの質の向上を図ります。(福祉保健部)
- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を推進するとともに、関係機関において体系化された支援が行われるよう、「相談支援ファイル」等の活用を推進します。(福祉保健部)
- 障害児入所施設や児童発達支援センターについて、障がいの重度・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置づけた上で、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、職員の研修を行うなど、支援体制の整備を図ります。(福祉保健部)
- 幼稚園、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを進めるための職員の資質向上や環境の整備を図ります。(福祉保健部)
- 市町村が実施する乳幼児健診で疾病や障がい等の早期発見に努めるとともに、長期療養が必要な慢性疾患のある子どもに対する療育支援や関係者への研修会を行います。(福祉保健部)
- 新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組みます。(福祉保健部、病院局)

イ 障がい児を支援する福祉サービスの充実

- 児童発達支援事業所等において、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所等において、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）、日中一時支援等を提供し、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。（福祉保健部）
- 児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、児童相談所及び保健所等が連携を図り、並行通園も含め、児童に適したより手厚い療育を提供できる体制を整備します。（福祉保健部）

ウ 障がいの多様化への対応

- 在宅で生活する重症心身障がい児のために、ショートステイ（短期入所）をはじめとした在宅サービスの充実や、実地指導を通じたサービス提供従事者の資質向上などによるサービスの質の向上を図ります。（福祉保健部）
- 発達障がい児やその家族が身近な地域で、より早く相談、訓練等を受けられるよう、発達障害者支援センターと児童発達支援センター等の役割分担を明確化し、地域の発達障がい児と家族の支援の拠点として、児童発達支援センターの専門的機能の強化を図ります。（福祉保健部）

基本目標3

子どもの育ちを支える社会づくり

施策の方向

(8) 子どもの人権擁護と人権教育の推進

子どもの健やかな成長を促すためには、子どもの権利が擁護されることが重要ですが、児童虐待の増加や、子どもに対するいじめや暴力行為等も見受けられるなど、子どもを取り巻く様々な場面において、子どもの権利が尊重されるよう、引き続き取り組んでいく必要があります。

このため、「一人一人が尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」の実現を目指し、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進します。

施策の具体的内容

① 子どもの権利擁護

- 「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、各分野の施策を推進する中で、子どもの権利の擁護に努めます。(総合政策部、福祉保健部)

② 人権教育・啓発の推進

- 一人一人の人権を尊重する心や態度が養われるよう、家庭、学校、地域等あらゆる場を通じた人権教育・啓発を行います。(総合政策部)
- 児童福祉施設等に入所する児童に「子ども権利ノート」を配布し、人権意識の啓発と施設入所児童等の権利擁護に努めます。(福祉保健部)
- 人権啓発資料「ファミリーふれあい」を作成し、小・中・高校の1年生を対象に配付することにより、学校・家庭での活用を図り、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。(教育委員会)
- 高校生が抱える様々な問題を、生徒同士が支え合いながら解決できるよう、ピア・サポート活動に関する知識と技能を身に付けさせることにより、思いやりにあふれ支え合う学校風土の醸成とともに、次世代を担う人づくりを目指します。(教育委員会)

施策の方向

(9) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供

これからの学校教育においては、知・徳・体の調和を図りながら、子どもたちに生きる力を一層身につけさせるとともに、共生社会の実現を目指す特別支援教育や人権を相互に尊重しあい共に生きる社会づくりを目指す人権教育を推進することなどがこれまで以上に必要となっています。

このため、子どもが主体的かつ創造的に生きていくための生きる力を育むための各種施策や地域全体で家庭教育を支援する環境づくりの推進、社会的・職業的自立の基盤となる能力の育成などに努めます。

施策の具体的内容

① 健やかな心と体の育成

ア 豊かな心の育成

- 研修会を通して、教員の指導力向上を図り、児童生徒の豊かな人間性や道徳性の育成を図ります。(教育委員会)
- 自然体験や社会体験活動を計画的・効果的に実施し、たくましさや協調性、奉仕の精神などの豊かな人間性、社会性の育成を図ります。(教育委員会)

イ 健やかな体を育む教育の推進

- 児童生徒が心身ともに健康で健やかな学校生活を送ることができるように、学校における保健指導の充実や食育を推進するための組織体制を整備し、家庭や地域と連携した健康教育を推進します。(教育委員会)

② 生きる基盤を育む教育の推進

ア 確かな学力の向上

- 小学校・中学校・高等学校の児童生徒の学力の状況をもとに、教科指導力の向上、基礎学力及び学習習慣の定着、実態に応じた授業改善、進学支援の充実等を推進することにより、系統的・総合的に児童生徒の学力の向上を図ります。(教育委員会)
- 「教職員の資質向上実行プラン」に基づいて、教員養成段階や、教職員のライフステージにおける資質・能力の向上を図ります。(教育委員会)

- 「OJT推進の手引」を活用した校内での学びを支援するOJTの推進や、教員を志す学生、臨時的任用講師等を支援する宮崎教師道場の実施、授業力リーダー養成塾の充実等の若手教員の育成及びベテラン教員の資質向上を図ります。(教育委員会)
- スーパーティーチャー等の優れた教育実践の公開による優れた教師の力を生かした授業力向上に努めます。(教育委員会)
- 小学校1・2学年までの30人学級編制と中学校1学年に35人学級編制を実施し、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。(教育委員会)

イ 就学前教育の充実

- 小学校就学前教育に携わる施設等の運営への支援及び教育課程、小学校との円滑な接続への指導・助言に努めます。さらに、保育者の資質及び専門性の向上を図る研修の充実や、地域の子育て家庭への支援体制の充実を図ります。(福祉保健部、教育委員会)
- 幼児の環境に対する知識や理解を深めるために、環境学習に取り組む県内の幼稚園・保育所・認定子ども園・児童館・児童クラブ・子育て支援センターを「エコチャレンジ施設等」に認定するとともに、認定施設等に対する講師の派遣等を通じて施設自らが行う環境学習の取組を支援し、幼児期からの環境学習を推進します。(環境森林部)

ウ 信頼される学校づくり

- 学校評価の推進・充実や学校評議員制度の活用等により、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、家庭や地域との連携を図り、地元の企業等の協力を得ながら、特色ある学校づくり等の取組を進めます。(教育委員会)
- 学校安全のために、スクールガード・リーダーを配置し、登下校時における子どもの安全を見守る活動や、各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導と評価及びスクールガードに対する指導等に取り組みます。(教育委員会)

エ 特別支援教育の推進

- 障がいのある幼児児童生徒の夢や希望の実現に向け、ライフステージに応じた連続し一貫性のある支援に取り組みます。(教育委員会)

- 県内のそれぞれの地域において、障がいのある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた教育の推進と、高い専門性を身に付けた人材を育成するシステムの構築を図ります。(教育委員会)
- 将来において生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境の整備と、共生社会を支える県民意識の醸成の実現に努めます。(教育委員会)

③ 郷土に対する誇りや愛着を育む教育の推進

ア 宮崎の教育資源を活用した教育の推進

- 地域素材や地域の人材を活用した授業や活動等を通して、郷土を愛し、郷土を誇りに思う心を育む教育に取り組み、自分に自信と誇りをもつ子どもの育成に努めます。(教育委員会)

イ ふるさと宮崎を大切にす教育の充実

- 青少年自然の家が行う、青少年が郷土を知ることができる様々な体験活動等を促進します。(福祉保健部)
- 県民の体験したエピソード等を題材とした本県でしか作成できない「命や絆を大切にす」宮崎県道徳教育読み物資料集を作成・配布し、授業等で活用することを通して、ふるさとを愛する心、地域課題の解決に参画する意識や態度を育むことに努めます。(教育委員会)

④ 家庭や地域の教育力の向上

ア 子育てを通した親の育成

- 参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方等について気づきを促す、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。(教育委員会)

イ 家庭教育への支援の充実

- 認定こども園等の施設が、地域における幼児期の子育て支援のセンターとしての機能を果たせるように、保育者に対する家庭教育への指導者としての専門性を高める研修支援を行います。(福祉保健部)
- 家庭は、子どもの人格の基礎をつくり、自立した若者に成長するために、最も重要な役割を果たしています。その役割について理解を深める日としての「家庭の日」(毎月第3日曜日)の一層の広報・啓発に努めます。(福祉保健部)

- 子育ての責任は親をはじめ保護者にあることを認識の上、参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方、地域の親子の支援の仕方について気付きを促す、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。(教育委員会)

ウ 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

- 認定こども園等が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、子育て相談等の子育て支援を促進するため、子育て支援指導者としての保育者の育成研修支援を行います。(福祉保健部)
- 地域で子育て支援活動を実践している団体を支援するとともに、意欲的な取組について県民に情報提供することにより、育児の日の活動の推進を図ります。(福祉保健部)
- 親子のふれあい・絆づくりや「早寝早起き朝ご飯」運動等の地域ぐるみの取組、さらに、父親、祖父母等を含めた「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。(教育委員会)

⑤ 食育の推進

ア 家庭、幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの成長に応じた食育の推進

- 乳幼児期から食べることの大切さや楽しさを実感し、望ましい食習慣を身につけることができるよう、「家庭における望ましい食習慣の定着促進」及び「学校における指導体制等の充実」、「保育所等における取組の推進」など家庭と学校、保育所等が連携しながら、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。(福祉保健部、農政水産部、教育委員会)
- 幼児期から食べることの大切さや楽しさを実感し、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭と学校、幼稚園等が連携しながら、子どもの成長や発達の段階に応じた食育を推進します。(教育委員会)

イ 地域における食生活の改善に向けた取組の推進

- 「食事バランスガイド」「宮崎県版親と子の食事バランスガイド」を活用した「食生活指針」の普及啓発を進めるなど、地域において、栄養、食習慣等に関する食生活の改善を推進します。(福祉保健部、農政水産部、教育委員会)

ウ 県民運動としての食育の推進

- 「みやざきの食と農を考える県民会議」を主体として「いのちの恵み」に感謝する言葉「いただきます」を合い言葉として、家庭・学校・地域において継続的な普及啓発活動を実施し、県民の自発的活動の推進を図ります。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

エ 豊かな食文化と元気な農林漁業に根差した食育の推進

- 地域の特色ある食文化の継承を図るとともに、都市と農山漁村の交流を進め、生産者と消費者との信頼関係の構築を図るなど、本県の豊かな農林水産物を活用した食育に取り組みます。また、宮崎の食に対する理解の促進及び食文化の活用や継承のための取組として、学校給食への地場産物の活用促進や、郷土料理等の導入を促進します。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

施策の方向

(10) 若者の自立と豊かな人間性構築の推進

本県における高卒・大卒の就職後3年以内の離職率は全国よりも高い状況にあり、また、正規雇用を望みながらも就業できない若者等もいます。このため、厳しい環境にある若者等に対する就職支援を強化し、職業観を持った人材の育成や適切なマッチングを促進します。

また、若者が社会とのかかわりを自覚しつつ、自己肯定感をはぐくみ自立した個人として確立できるよう、市町村や関係機関等と連携してきめ細やかな支援を行っていきます。

施策の具体的内容

① 若者の自立及び成長への支援

- 青少年が国際社会の一員として、広い視野と国際感覚を身につけ、相互理解を深めるとともに、その責任と役割を果たすことのできる国際交流・協力活動を促進します。(総合政策部)
- 計画的なお金の使い方や返済能力に応じた借入れなど、金銭や物に対する健全な価値観の育成が図られるよう、子どもや若者の消費者教育の充実に努めます。(総合政策部)
- ひきこもりで悩んでいる本人及びその家族等を支援するため、「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり相談支援センター」において、相談業務や家族向け研修会を運営します。(福祉保健部)
- 国際化に対応するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)を活用し、外国語教育の充実と国際交流の発展を図ります。(教育委員会)
- グローバル社会で求められる英語力を育成するために、外部検定試験を利用して生徒の英語力を検証し、教員の指導方法改善を図るとともに、グローバル化に対応できる人材の育成を推進するために高校生への留学支援を行います。(教育委員会)

- 国際化を進める国内の大学や企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」に指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進めます。（教育委員会）

② 能力開発による就労支援の充実

- 小・中学生の段階から、技能者との交流の場を提供し、ものづくりに触れる機会づくりを進め、技能に対する興味関心を高めます。また、地域産業の人材ニーズを踏まえ、地域や産業界、教育機関等と連携した職業能力開発に関する事業に取り組みます。（商工観光労働部）

③ 青少年育成指導者の養成等による青少年育成活動の充実

- 自然の中での遊びの体験等、地域における青少年の育成活動を活性化するため、青少年育成指導者の養成や指導者間の交流等を促進します。（福祉保健部）
- 各市町村において子どもの体験活動に取り組んでいる指導者に対して、研修の機会や関連情報の提供を行うことにより青少年の健全育成の促進に努めます。（教育委員会）

基本目標 4

仕事と生活が調和する社会づくり

施策の方向

(11) 仕事と家庭の両立ができる働き方の見直し

女性の社会参加が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となる一方で、出産・育児期に一時的に退職する女性も多くいます。

労働力人口が減少する中で、性別・年齢に関わらず、仕事と家庭の両立を可能とする働き方への見直しが求められています。

このため、国や関係団体との連携を図り、全ての人働きやすい職場環境の整備について、事業主等に対する意識啓発や企業における自主的な取組みの促進を図ります。

施策の具体的内容

① 働き方改革をはじめとする職場環境の改善

ア 労働者、事業主等に対する広報・啓発の実施

- 国や関係団体との連携を図りながら、労働者、事業主等を対象とした講演会等の開催や仕事と家庭の両立に取り組む企業の募集・登録を行うことにより、働きやすい職場環境づくりに向けた各種制度の普及・啓発や情報提供に努めます。(商工観光労働部)

イ 仕事と生活の調和等に取り組む企業等の好事例の収集・紹介

- 仕事と家庭の両立に取り組む企業の情報を収集し、パンフレットの作成・配付や各種広報媒体の活用により、情報提供に努めます。(商工観光労働部)

ウ 先進的企業に対するインセンティブの付与

- 仕事と子育ての両立に先進的に取り組む企業の取組を表彰等を行うことにより、広く周知するとともに、企業が子育てを応援する気運を醸成を図ります。(福祉保健部)
- 仕事と家庭の両立を支援するための職場環境づくりに取り組む企業を県民に周知することにより、先進的企業に対する社会的評価の向上に努めます。(商工観光労働部)

- 県が発注する建設工事に係る入札参加資格の審査において、育児休業制度を整備している事業所を加点評価することにより、建設業界における同制度の啓発及び導入を促進します。(県土整備部)

② 仕事と家庭の両立支援制度の定着

- 保育サービスの充実、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センターの設置促進等により、仕事と子育ての両立を実現するための基盤の整備を努めます。(福祉保健部、病院局)
- 子育て支援関連施設を整備する中小企業者を金融面から支援するため、「快適な環境・職場づくり支援貸付」及び「魅力的な商店・商店街支援貸付」(県中小企業融資制度)の利用を推進します。(商工観光労働部)

施策の方向

(12) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進

本県では、「宮崎県男女共同参画推進条例」を平成15年4月に施行し、行動計画としての「みやざき男女共同参画プラン」（平成14年3月策定、19年3月、24年3月改訂）に基づき男女共同参画社会づくりを積極的に推進しています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行は根強く残っており、家事や育児の負担の多くが女性に偏るなど、子育ては男女がともに行うものという意識が家庭や地域、企業等に十分定着していない状況にあります。

このため、男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、意識啓発や情報提供を行い、男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。

施策の具体的内容

① 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進

- 啓発資料の作成・配付や男女共同参画センターを中心とした情報提供・講座の開催等により、固定的性別役割分担意識の解消を推進します。（総合政策部）
- 男女共同参画の理解促進を図るための広報・啓発については、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く行うとともに、対象やテーマ、年代に応じ戦略的な取組を推進します。（総合政策部）
- 地域や企業に出向き、県民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を提供します。（総合政策部）
- 県農山漁村女性会議や各地域の農山漁村女性サポート協議会を中心とした研修会等の開催により、農林水産業に携わる女性の更なる社会参画を推進します。（農政水産部）

② 男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進

- 男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。（総合政策部）
- 地域子育て支援拠点等において、子育て中の父親等を対象とした育児講座の開催を促進することにより、父親の子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。（福祉保健部）

- 国や関係団体と連携を図りながら、労働者、事業主等を対象とした講演会等の開催や仕事と家庭の両立に取り組む企業の募集・登録を行うことにより、男女が共に子育てに参加しやすい職場環境の整備を促進します。(商工観光労働部)

施策の方向

(13) 子育ての喜びを実感できる啓発・交流の推進

長時間労働は全体的には減少傾向にありますが、子育て期にある30代及び40代の男性における長時間労働を行う者の比率は依然として高い水準にあります。また、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高いものの、家事や育児時間は諸外国に比べ、低い水準にあります。

このため、育児における男性の役割や積極的な参加を促すとともに、子育てを喜びと感じ、子どもとともに成長できる環境づくりを推進します。

施策の具体的内容

① 男性の子育てに対する意識改革

- 男性に対し、固定的性別役割分担意識を解消するための広報・啓発を推進します。(総合政策部)
- 男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域生活への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。(総合政策部)
- 新たな父親が子育ての参考となる父子手帳を作成し、父親の子育て参加の促進を図ります。(福祉保健部)
- 父親の料理教室を開催し、家族に感謝されることを啓発することにより、父親の子育ての素晴らしさを広く県民へ周知します。(福祉保健部)

② 子育てを喜びと感じられる啓発の推進

- 家庭の果たす役割について理解を深める「家庭の日」(毎月第3日曜日)の更なる啓発に努めます(福祉保健部)
- 明るく健全な家庭づくりを促進するため、親と子の信頼ときずなを深めるための「親と子の共感活動」(共遊・共食・共話・共汗・共働)の一層の普及啓発を図ります。(福祉保健部)
- 参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方、地域の親子の支援の仕方について気付きを促す、「みやぎ家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。(教育委員会)

- 父親、祖父母等を含めた「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）

③ 地域間・世代間など多様な交流の推進

- 幼稚園・保育所・認定こども園及び児童館等における各種行事について、地域住民の参加を募るなど地域間及び世代間の交流を促進します。（福祉保健部）
- 幼稚園・保育所・認定こども園など就学前の児童が利用する施設と小学校の連携を図ることにより、小学校就学への円滑な移行を推進します。（福祉保健部）
- グリーン・ツーリズム等の体験活動への参加を推進することにより、世代を越えたふれあいや都市農村の地域間交流を促進します。（農政水産部）
- 親子のふれあい・絆づくりや「早寝早起き朝ご飯」運動等の地域ぐるみの取組、さらに、父親、祖父母等を含めた「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）